

# 第一種フロン類回収業者更新登録通知書

住 所 栃木県足利市助戸1丁目593番地

氏 名 鈴木産業 株式会社

代表取締役 鈴木 利男

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第2項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり第一種フロン類回収業者の登録の更新をしたことを通知します。

平成 25年 7月 16日

栃木県知事 福田 富



登録番号 栃木県 第1 - 590号  
登録年月日 平成 25年 7月 31日  
有効期間満了年月日 平成 30年 7月 30日

事業所名称 鈴木産業 株式会社  
事業所所在地 栃木県足利市助戸1丁目593番地

回収対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

第一種特定製品の種類	フロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアークンディショナー		○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充填量が50kg以上			

(事業所数:1)

(様式第4号)

北環第27-6号  
平成26年5月19日

栃木県足利市助戸一丁目593番地

鈴木産業株式会社  
代表取締役 鈴木利男 様

埼玉県知事 上田清司



## 第一種フロン類回収業者登録通知書

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第2項の規定

により、下記のとおり、第一種フロン類回収業者登録の更新を行ったことを通知する。

### 記

登録番号 埼玉県知事 第 19090020 号

登録年月日 平成 26 年 6 月 10 日

有効期間満了年月日 平成 31 年 6 月 9 日

第一種フロン類回収業者登録更新通知書

住 所 栃木県足利市助戸一丁目593番地

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

氏 名 鈴木産業株式会社

代表取締役 鈴木 利男

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第2項の規定により、第一種フロン類回収業者として登録更新したことを通知する。

群馬県知事 大澤 正明



登録番号 100725

登録更新年月日 平成26年5月12日

有効期間満了年月日 平成31年5月11日

回収事業所、回収の対象とする第一種特定製品の種類・回収しようとするフロン類の種類は別紙のとおり